

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

(1) 業務量の調整

時間外労働が発生しないような業務量の調整

(2) 看護職員と多職種との業務分担

薬剤師、医療事務、地域連携室

(3) 看護補助者の配置

日常生活の支援や病棟内環境整備

(4) 短時間正規雇用の看護職員の活用

(5) 多様な勤務形態の導入

(6) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

休日勤務の制限制度、夜勤の減免制度、半日・時間単位休暇制度、所定労働時間の短縮、他部署等への配置転換

(7) 夜勤負担の軽減

夜勤従事者の増員、月の夜勤回数の上限設定

令和5年4月1日